

審 議 経 過 No. 1

(1) 開会	
(2) 審議事項	
①悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準の改正(案)について	
①について事務局より説明を行った。	
会長	はい、ご説明ありがとうございました。それでは、只今の説明につきましてご質問、ご意見ございましたらよろしくお願ひいたします。
	新たに対象となっている地域は既に工場が操業していますか。
事務局	はい、操業しております。
会長	主に業種はどういう業種ですか。
事務局	養殖魚のエサを作る会社が2社、その他木材輸入業者やシリコンウエハーを作る会社等があります。
会長	主に悪臭の発生源となるような業種としては魚の飼料を製造しているところと考えていいでしょうか。
事務局	はい、そのように考えています。
会長	11ページから12ページにかけて、各区からの報告一覧があり、特に網掛けの多いものが鳴石区となっていますが、これは6ページの地図の中に入っていますか。
事務局	はい、入っております。方向的には南側になります。
会長	赤く塗られてあるところの一番下の方でしょうか。
事務局	はい。
会長	一番下の方の台形のところが鳴石というところになるのですね。

事務局	はい、そこに隣接した地域になります。
会長	既に平成25年から風向きにより臭気があるという報告が時々出ていたということになるのですね。それと、13ページの企業 A というのはどこにあるのでしょうか。
事務局	企業 A、B という形で書かせていただいておりますが、先ほどの地図の四角で囲った部分の中に2社ともある、養殖魚のエサを作る会社になります。
会長	<p>そうしますと地域からの報告の中で一番臭気の問題が出ていた鳴石区の中の企業 A と B がちょうどここに該当するというので、平成25年度12月以降、時折臭気濃度が高い測定結果が出ていたと。超過原因としてみると脱臭装置の十分な清掃、補修点検をしていなかったとか、繁忙期で臭気の発生が多かったとか、原料事情が悪く良質な原料を安定的に調達することが難しかった。そういうようないろいろな原因で悪臭、臭気が強くなった日があるということなんですね。こういう周囲への悪臭問題というのは、やはり環境問題でも特に地域の住民の方が非常に気になる、気にする問題でもありますし、当然悪臭防止のためのいろいろな設備、脱臭装置等々を工場側は配置していると思いますね。やはりそれはメンテナンスとかですね。それから非常に繁忙期の場合には多分工場内での悪臭発生も多くなるわけで、そうすると脱臭装置が十分に働かないということもあってということですね。それからやはりこういうことについては市の方から指導をしていく必要があるわけで、そういうことを背景に今回の改正案ということかと思います。</p> <p>臭気指数12というご提案ですが、これは計算的なところなので委員の皆さまも臭気指数12と言われて、あれかというふうに分かることはなかなかないかと思います。それで資料1-2を開いて右側に臭気指数について非常に丁寧に説明があって、臭気指数というのは10掛け log 臭気濃度と書いてあって、これは専門的になるので何のことやらと言うことにはなりますが、その下に臭気の程度と指数の関係が書いてありますので、これでよくわかると思うのですね。10倍に薄めると臭いを感じないのが臭気指数10。30倍に薄めると臭いを感じないのが15というそういう数字だと。今回のご提案は12ですから、12というのは何倍に薄めると臭いを感じないということになりましょうか。</p> <p>これ10の1.2乗ですよ。関数電卓があればすぐ叩き出せるのですが。そうすると15か16くらいの数字になると思います。だからちょうどここでいうと臭気指数10と15の間に12というのが入ってくるわけですが、それは約16倍に薄</p>

	<p>めると臭いを感じない。だいたい臭いを2倍、4倍、8倍、16倍と薄めていったときに、16倍にしたときは臭いを感じないということですね。あと、写真にあるようにこの臭気を判定する判定士さんですね、これは確か国家資格か何かあると思うのですが、それで臭いを判定します。人間の嗅覚は相当精密な分析装置よりはるかに鋭敏ですので、かなり高度な分析装置でもほとんどピークが出なくてもちゃんとわかるんですね。そういうことでたぶん15倍か16倍くらい薄めると臭いを感じないということですね。ですから実際は、臭いはするけれどもそんなに強くはないという感じが12という設定かなというふうに感じました。皆様いかがでしょうか。</p>
委員	<p>質問していいでしょうか。</p>
会長	<p>はい、どうぞ。</p>
委員	<p>資料1-1の市が行った臭気測定結果一覧表を見ているんですけど、平成29年度はやっていないのでしょうか。昨年度の12月分までは資料がございしますが。</p>
事務局	<p>平成29年度も行っておりますが、11月くらいに行っておりますので正確な結果がまだ出てないという状況で今回の審議会には出しておりません。</p>
会長	<p>はい、よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>もう一個いいですか。企業Aと企業Bがありますけど、どちらがどちらかよくわからないですが、一社はだいぶ遠く、この鳴石区から5、6キロくらい離れている企業もあるかと思うんですけど、3キロくらいですかね、岸壁近くにある企業は。そしたら地域に対する影響というのは弱いのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>実際は、委員さんおっしゃるように離れてはいるんですけども、そちらの一方の方が臭いの方が少々強くて、風等で、臭気というのは飛んで落ちるといふときもありますので、その辺の関係でどちらの臭いなのかというのがはっきりしないところもあると思います。</p>
委員	<p>はい、ありがとうございます。</p>
会長	<p>他に、どうぞ。</p>

委員	<p>指数を12にした場合は苦情が出ないと考えておられますか。</p>
会長	<p>それは事務局に何うまでもなく、現状ではこの臭気指数で12超えてくるのが従前あるわけですから、多分きちっと企業さんに対処をしていただくようにしないと出るんじゃないですか。</p>
委員	<p>指数を12にした場合、それを企業が守っていただけたらもう苦情は出ないのかとお考えでしょうか。</p>
会長	<p>それは微妙ですね。どうでしょうか。</p>
事務局	<p>市の方で、企業と環境保全協定を結んで12というのを設定してるんですけども、12というのはどうしても微かな臭いというのは出てくると思います。人間の嗅覚というのが人それぞれ強い弱いという感じ方がありまして、12と設定したからと言って全く苦情がなくなるかと言えばちょっと難しいこともあるかと考えております。</p>
会長	<p>要はその臭気指数で12というのは先ほどの概算で16倍？大雑把に20倍薄まったら臭いが分からなくなるということは、その時点でははっきり臭いあるわけですね。それが風に乗って希釈されるわけですが、風が乱れて吹いているときはどんどん希釈拡散されるから多分臭いは無くなるんですね。ところが層流と言って、空気の中でも川の流れのように漂っている場合があるんですね。例えば道路とかに多いですが道路に沿って漂うとかですね。そうするとあまり拡散希釈されなくて臭いが民家に到達することもあるし、特に夜の静かな時に、他に騒音も臭いの発生元もないようなときにやはり、住民の方が何か臭う、いやだとなるかもしれないのですが、そこもあまり不快でない程度ということ想定して12という数字なんだろうと思うんですね。場合によっては、ちょっとこれは困るということもありうると思うんですね。これは自然の状況の中で一般的には希釈される、15倍や20倍ってのはちょっと風が乱れればすぐに希釈されるわけなので、そういう意味ではある程度厳しい基準だなと思います。</p>
委員	<p>そしたら一応12で規制して、また苦情があったら対応されるということでよろしいですね。</p>

事務局	はい。
会長	はい、ありがとうございます。他に質問やご意見はありませんか。
事務局	<p>この改正に伴って、こういう悪臭発生源が想定される工場に対してこういうふうに13ページ、14ページに書いてあるように市も臭気の測定をされている訳ですが、今後特に指導強化するとかこういう点に特に注意したいとか、あるいは公害基準に対しての指導を強化するとか何か予定はございますか。</p> <p>平成29年になりましてこの改正を行おうという計画をしたんですけども、その中で、企業に対してはとにかく密に行って話をしようというところで、臭気を出しているところについては、何度も通いまして、穴があいているとか、どうしても臭気を集める能力がないとか、そういったところもずっと指導を今強化している状況で、少しずつ企業も穴を塞ぎましたので見に来てくださいますとか、そういったところは言ってくれていると思っていますので、そういう点では企業に対して密に会って話をするという事を考えています。</p>
会長	はい、ありがとうございます。できるだけその点はきめの細かいご指導を、これを契機にお願いしたいと思います。
委員	<p>他に質問、ご意見等ございませんでしょうか。</p> <p>一つよろしいでしょうか。</p>
会長	はい、どうぞ。
委員	13ページの平成27年10月8日の脱臭槽出口で臭気濃度が26で臭気指数が400となっているんですよ。
会長	はい、これはちょっと数字おかしいですね。事務局の方ご確認を。
事務局	こちらの方は確認を致します。
会長	はい、そうですね。ご確認をお願いします。はい、ありがとうございました。他にございますでしょうか。

事務局 会長	<p>こちらの方は、資料等持ってきておりませんので、確認して訂正いたします。</p> <p>ということですね。他に委員の皆さま方よろしいでしょうか。</p> <p>それではですね。只今ご指摘いただきました13ページの数字の点につきましては、事務局の方で確認して適切に修正していただくということで、原案通り、その修正を踏まえたうえで原案通りこの改正案をお認めいただくということでよろしいでしょうか。（了承）</p>
①について承認を得た。	
②伊万里市地球温暖化対策実行計画の改定について(報告)	
②について事務局より説明を行った。	
会長	<p>はい、ご説明ありがとうございました。只今の説明、伊万里市地球温暖化対策実行計画につきましてご質問等ございましたらお願いします。</p> <p>確認したいんですが、3ページのところの下の表に施設分類表ということで分類Aが本庁舎、水道部庁舎ということで主に職員が利用する施設。それからBが市民センターとか公民館とかそういうことですね。Cに下水処理施設とか環境センターがありますね。この環境センターというのは何ですか。</p>
事務局	<p>環境センターは平成27年12月まで一般廃棄物の焼却施設として稼働しておりました施設ですが、今現在はリサイクル分類の施設として活用しております。</p>
会長	<p>そうすると、そのあと引き継いだ焼却施設というのは、市が管理していないということですか。</p>
事務局	<p>環境組合として、一部事務組合として別の組織となっております。</p>
会長	<p>そうすると、環境組合なので伊万里市の実行計画の対象外ということになるんですか。</p>
事務局	<p>はい、4市5町で環境組合というものを立ち上げましてごみ処理を一手に引き受けていただいているというところになりますので、4市5町の自治体の組合という</p>

	<p>形になりますので伊万里市の施設からは外れております。</p>
<p>会長</p>	<p>しかし、伊万里市もその環境組合に参画している訳ですから、伊万里市の地球温暖化対策の実行計画にも当然深くかかわってくるものだと思うんですが、それがこの計画には一切入っていないということなんですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>入っておりませんが、佐賀西部環境クリーンセンターですけれども、そちらの方は溶融炉の処理をしているということでごみを溶かしてその熱を利用して電気を作るという環境に配慮した施設という形にはなっております。</p>
<p>会長</p>	<p>それはそうなんですけれども、それは溶融炉であろうがなかろうが、ストーカー炉であっても発電をしたりいろいろ余熱廃熱の利用っていうのはあるわけですから。そうすると、その溶融炉に関わる件については別途環境組合でその地球温暖化対策の実行計画といったものを策定して対処しているということなんですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>その分は策定されておられません。</p>
<p>会長</p>	<p>それは問題じゃないですか。エネルギー的に要するに CO₂ の発生源として一番大きい部分だと思うんですね。庁舎内より発生する CO₂ よりもはるかに量が多いわけですね。それがもちろん組織が市だけではないと、複数の市町が関与しているということ、いわば別組織ではあるということではあってもですね。そういうところでまさに一番温暖化対策を考えなければいけないところで。当然それはそこで実行計画を策定して、できるだけの温暖化対策の推進をするというのが当然だと思うんですが、それはそっちの方は無いんですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>現在のところはありませんで、こちらの方は4市5町で話し合いをして実行計画の策定をしていただきたいということで、お願いをしていきたいと考えております。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、この項目はこの審議会としては報告事項ですので、審議会として判断は直接できないとは思いますが、やはり審議会の方でこういう意見が出たということで、ぜひ環境組合の方にお伝えいただいて、適正な温暖化対策を推進していただくようにぜひお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。</p>

	<p>はい、他にございませんでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。市庁舎とか、いろいろな市が関与する施設等々でこういうふうになんかきめの細かい対策を取りながら、二酸化炭素の発生抑制、目標を達成して取り組むということで、大変好ましいことですので、ぜひこの推進をよろしくをお願いします。</p> <p>審議会としてはこの計画について説明を受けて了承了解したということでもよろしいでしょうか。(了承)</p>
②について報告をした。	
③伊万里東部(松浦地区)工業団地(仮称)の整備に伴う農工計画について(報告)	
③について事務局(企業誘致・商工振興課)より説明を行った。	
会長	はい、どうぞご説明ありがとうございました。
委員	委員の皆さんご質問・コメント等お願いいたします。はい、どうぞ。
事務局	来月から用地買収ということですけど、林地開発とか協議されているんですか。
事務局	林地開発も並行して協議は行ってございまして許可後ということにももちろんなります。実際の買収はですね。
会長	他にいかがでしょうか。
事務局	資料3-1の右下のこの図ですが、色分けについてちょっと教えていただきたいのですが、緑色と黄色と茶色、さっき水色は調整池っていうことで。
事務局	はい。それではまず、その計画図の方をご覧いただきたいと思います。真ん中あたりに広く黄色をかけているところにつきましては企業に売却する土地でございます。その横に緑色の土地があろうかと思えますけれども、そちらは団地を整備するに当たって盛土をするところの部分になります。左手にある茶色のところにつきましては逆に切土、山を切るところになります。その他の白で等高線がある

	<p>ようなところがありますけれども、そちらが先ほど申した残地森林ということで開発をせずに森林のまま残す区域となります。それと、先ほど言った水色のところについては調整池ということになります。上の方の調整池と緑の間に細い白い線が入っているところについては、団地へ入るための取付道路ということになっております。以上でよろしゅうございますか。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。この残地森林というのは、樹種はどんなものですか。人工林でなくて雑木林のようなもの？</p>
事務局	<p>多くは人工林ということで聞いております。杉とかヒノキということで聞いております。</p>
会長	<p>人工林だとあまり希少種ってないでしょう？</p>
事務局	<p>それが、調査では先ほど申したような希少な植物があるということです。</p>
会長	<p>はい、そういうことですね。ありがとうございます。 それとここは、当然下水道は無いですよ。ですから企業様が独自に排水処理をする？</p>
事務局	<p>はい、こちらは下水道区域ではございませんので、排水にあたっては、企業さんの方で処理をしていただいて流して頂くということになります。</p>
会長	<p>その排水を一旦調整池に出すってことですか。</p>
事務局	<p>いえ、調整池はあくまで団地内に降った雨の調整用の池ということになります。</p>
会長	<p>はい、分かりました。 ここは主にどんな企業さんが来てくれるというふうに想定されているんでしょうか。業種で。</p>
事務局	<p>業種で言いますと、製造業ということで、やはり雇用が大きいというところでは製造業になりますので、製造業の企業に来ていただきたいということで考えています。</p>

会長	それについて、事前の説明会はなされているんですか。これからですか。
事務局	それは、団地を整備するに当たっての説明ということになりますか。
会長	企業に対するPRというのは。
事務局	企業に対するPRは現在整備を進めているということで、企業さんに既に案内と言いますかご紹介はしている状況です。31年度末の分譲開始を目指して整備を進めていますということで、企業さんの方には紹介をしております。
会長	分かりました。他にいかがでしょうか。 はいどうぞ。
委員	最初の悪臭防止法の指定ですけれども、ここについては指定される計画でしょうか。
事務局	同じような工業団地という形にはなるんですけれども、こちらの方に入る企業、それに地元からの苦情等を考えて今後計画をしていくという形になりますので、規制区域に含めるかどうかはまだ決定はしていないという状況です。
事務局	合わせて、こちらの方が、工業用水が届いていない区域でございますので、水道としては上水を使うことになりますので、製造業の企業が立地するにしても水を多く使われる企業には向いていないので、そういう食品関係には向いていないのかなと考えております。
会長	はい、ありがとうございます。他にご質問等ございませんでしょうか。 ここには地主さんはたくさんおられるんですか。
事務局	地権者としては24名いらっしゃいます。
会長	そこは今ご説明があったように地権者との協議とか説明とかも進んでいる？
事務局	先ほども申しましたように、実施設計が終わった3-1に付けている図面が出来上がった段階で、用地を相談させていただく範囲というのが固まりましたので、

	<p>それが昨年の11月末に固まりまして、12月21日に地元の説明会をしております。また、先ほど申しました立木補償、林地に埋まっている木の本数であるとか大きさであるとかという調査をしまして、それが1月末で終わりましたので、その分についても今後説明をしていくということで予定をしております。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。他にあるでしょうか。</p>
	<p>文化財調査というのは今ちょうど調査をしているところになるのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>昨年度、事前の調査というものは1回行ってございまして、今年度は本調査という形になりますけれども、冒頭申しましたようにまずは焼き物の失敗作を捨てていた物原という部分を今年度、3月の内に行いたいと思っております。窯の本体の調査については先ほど申しましたように造成の際に木を伐りますので、木を伐った後でないと調査ができませんので、そこに合わせて今年の7月以降に実施をするということで予定をしております。</p>
<p>会長</p>	<p>見通しとしてはあまり造成工事等の妨げにはならないということですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>まずは窯跡のところを先に木を伐ってもらうようなことで調整をお願いしているところです。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、他にご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、伊万里東部の工業団地の整備に伴う農工計画についてということで、只今事務局からご説明がありましており地域の振興それからまた農村地域への雇用の創出ということにもつながるということになりますので、非常に好ましい計画かと思えます。ご説明を受けまして審議会としては了承致しましたということよろしいでしょうか。(了承)</p>
<p>③について報告をした。</p>	
<p>(3)その他</p>	
<p>委員</p>	<p>確認ですけど、工業団地の分でこの環境審議会に諮ることで工業団地の審議会を兼ねるということで説明されていまして。これは報告ですよ。もう一回</p>

事務局	<p>同じようなこういう形でやるってことですよ。</p> <p>この結果を受けて県の方に。</p>
委員	<p>そしたら報告等じゃないですよ。審議会に諮ったというような形を取るんですよ。だったら報告にはならないですよ。要は私が質問したのはそういうことなんです。まだ協議が完全になされていないのに審議会です承したようにとられるとちょっとずれるんじゃないかなと思うんですよ。まだ、さっき言いました林地開発が協議中ということでご説明いただいたんで、それがはっきりしないうちに審議会に諮って審議会が了承したよという形をとれるのかなというのが、ちょっと疑問に思って分からなかったんで聞いてみたんですけど。</p>
事務局	<p>農工計画の手続きとしては、審議会を経て県の方に同意という形でこちらの方から県の方に送って、県の方の同意を得て実施計画の決定行為を市町村がするという形になるわけですね。</p>
委員	<p>私の立場上、林地開発の許可は県の森林整備が出すんですけど、一応うちもその下位の事務所にいるわけですから、そこがはっきりしない中で私審議会のメンバー委員でそれを先に了承しちゃうということはちょっとおかしいですよ。開発許可が下りてないのに、事務所長が先にここで了承しちゃうのはまずいかなと思っているんですがその辺どうでしょうか。</p>
委員	<p>農工法の解釈ってところがよくわからないところがあるんですが、この場というのはあくまで環境審議会として報告を受けて了承した、という場かなというふうに理解をしているところではあるんですけど、農工法の考えは審議会というところで代えることができるという解釈か、どのような解釈になっているのかというようなのは勉強不足でわからない部分があるんですが、そこのところは別途精査をしていただくというようなところでいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>この審議会に関しましては県の企業立地課の方にも相談させていただいて、先ほど冒頭に申したように新たに設ける必要が無く同じような構成のメンバーの方たちがいらっしゃれば代えることができるというようなことで、環境審議会の方にこちらとしては諮りますという話はさせていただいて、そこでは了解というか了承をいただいているところです。</p>

委員	だったら報告じゃなくて審議案じゃないんでしょうかってこと。私の立場上非常に苦しいんですよ。まだ決定もしていないのにメンバーとしてここで了承したら私の部下は打つ手がないですよ。
委員	企業立地課への照会回答では、同様の審議会に諮ればそれでよしということであるんですね。文言通りいかないようにするのであれば諮ると報告は違うんじゃないかっていうのは。
委員	諮られると困ったな。決定してないので私の立場上は了承とは言いづらい。
会長	私会長としての理解としては、ここはあくまで環境審議会ですからこの工業団地の整備にかかわる、いわばその環境にかかわる問題ですね。悪臭であるとか、それから動植物への影響であるとか、そういうことについては異論の無いように進めているかどうかということの報告を受けて確認をしたということだと思いますので、この農工計画自体の是非とかについては当然環境審議会ではそれをジャッジするだけの場ではございませんので、いわばそこは関知していません、という意味でいわば審議はしていません。報告を受けて特に環境面についての配慮が適正に行われているということを確認して了承した、というふうに私は理解しておりますが。いかがでしょうか。
委員	それでよろしいでしょうか。今委員長が言われたような形でいわゆる報告を確認したということで私も理解していいと思います。
事務局	今回の分については報告という形でこちらの方からお願いしていますのでこういう形で。
会長	はい、よろしいでしょうか。 それではどうも長い時間ありがとうございました。おかげさまで、3件の案件について審議及び報告の確認が終了しました。皆様どうもありがとうございました。
(4) 閉会	

※主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。